

## 医療型児童発達支援

### 【給付費に係る変更】

届出期限	加算単位数 が <b>増加する</b> 変更	① 下記②以外の加算等	算定月の前月の15日＊ (例)6/1から加算を算定希望 → 5/15までに届出
		② 福祉・介護職員処遇改善加算 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 を、年度の途中で区分を上げる	
	加算単位数 が <b>減少する</b> 変更	新たに算定する	算定月の前々月の末日＊ (例)6/1から加算を算定希望 → 4/30までに届出
	すべて		事実発生後、すみやかに届出 加算等の要件を満たさなくなった場合、 届出の時期に間わらず、事実発生日から、 従前の加算区分による請求はできなくなります。

\* 上記の「15日」「末日」が開庁日にあたる場合は、直前の開庁日が届出期限となります。  
(届出期限を過ぎてから届出書が到達した場合には、翌月以降からの算定となります。)

【必須書類】	様式第5-2号（体制等届出書） 別紙1（体制等状況一覧表（該当サービス部分））	
加算等項目	添付書類	備考
食事提供加算（I・II）	上記の【必須書類】 別紙9 別紙2 勤務形態一覧表 管理栄養士免許の写し（ある場合） (例外) 外部業者との契約書 衛生管理マニュアル等	
福祉専門職員配置等加算（I・II）	上記の【必須書類】 別紙6-1 別紙2 勤務形態一覧表 資格証の写し	・対象職種：児童指導員、指定発達支援医療機関の職員 ・多機能型は、全サービスの合計で算定するため、全サービスの勤務形態一覧表を提出 ・資格証の写しについては、基準人員及び加算の対象となる従業員全員分を提出
福祉専門職員配置等加算（III）	上記の【必須書類】 別紙6-1 別紙2 勤務形態一覧表 別紙7 福祉専門職員実務経験証明書	・対象職種：児童指導員、保育士又は指定発達支援医療機関の職員 ・別紙7は「勤続3年以上の常勤職員が30%以上」の要件を用いる場合のみ提出
特別支援加算	上記の【必須書類】 別紙33 該当者の特別支援計画	・記録を整備すること
送迎加算（重心）	上記の【必須書類】 別紙12-2 別紙2 勤務形態一覧表	
保育職員加配加算	上記の【必須書類】 別紙53 別紙2 勤務形態一覧表 児童指導員又は保育士であることを証する書類	・対象職種：児童指導員、保育士 ・児童指導員又は保育士であることを証する書類については、基準人員及び加算の対象となる従業員全員分を提出
延長支援加算	上記の【必須書類】 別紙11 該当者の個別支援計画	・個別支援計画に、延長支援の必要性についての記載があるか
福祉・介護職員処遇改善加算 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	上記の【必須書類】 別紙様式2-1 障害福祉サービス等処遇改善計画書 別紙様式2-2 福祉・介護職員処遇改善計画書 (施設・事業所別個表) 別紙様式2-3 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書 (施設・事業所別個表)※ 別紙様式2-4 福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書 (施設・事業所別個表)※ 別紙様式2-5 障害福祉サービス等処遇改善計画書 (特定加算における職員分の変更特例)※ 別紙様式4 変更に係る届出書※ 別紙様式5 特別な事情に係る届出書※	・※印については該当する場合に提出。詳細はホームページを参照。
利用定員超過による減算	上記の【必須書類】	※届出の前に事前相談

加算等項目	添付書類	備考
開所時間減算	上記の【必須書類】 運営規程	※届出の前に事前相談  医療型児童発達支援